

議案第114号

幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

幕別町防災行政無線施設条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条の表送信施設の部親局の項中「忠類総合支所」を削り、同部遠隔制御局の項中「とかち広域消防事務組合幕別消防署忠類支署」を「幕別町役場忠類総合支所」に改め、同表受信施設の部戸別受信機の項中「機関・団体等」の次に「（以下「機関等」という。）」を加える。

第4条中「次のとおり」を「幕別町全域」に改め、同条の表を削る。

第5条第1項中「公共的団体等」を「機関等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号で定める聴覚障害2級に該当する者のみで構成する世帯に対しては、文字表示盤を併せて貸与することができる。

第5条第2項中「1世帯」の次に「又は1機関等」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、機関等のうち規則で定める施設において、複数の設置が必要と町長が認める場合はこの限りでない。

第5条第2項の次に次の2項を加える。

3 町長は、戸別受信機を貸与する際に必要と認めた場合は、無償で屋外アンテナを貸与及び設置するものとする。ただし、屋外アンテナを設置した後の移設、配線の変更等に要する費用については、戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

4 町長は、借受者から戸別受信機が返還された場合においては、併せて屋外アンテナの撤去を無償で行う。ただし、撤去に伴う建物の原状回復に要する費用は、原則として借受者が負担するものとする。

第6条中「戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）」を「借受

者」に、「戸別受信機を」を「戸別受信機（文字表示盤及び屋外アンテナを含む。
以下同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による防災行政無線の設置及び戸別受信機の貸与等に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。